

令和2年6月29日

保護者の皆様

南足柄市立足柄台中学校長

夏期休業短縮に伴う学校給食費の取扱いについて（お知らせ）

向暑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、本校の教育に深い御理解と御協力を賜りますこと心より感謝申し上げます。

臨時休校中の学校給食費の取扱いにつきましては、6月1日付「臨時休校に伴う学校給食費の取扱いについて（お知らせ）」にてお示ししたところですが、この度、6月分及び夏期休業短縮中の給食費について以下の通りとしましたのでお知らせします。

6月1日付「臨時休校に伴う学校給食費の取扱いについて（お知らせ）」

- 5月分 5月に徴収した5,100円は、7月の給食費に充当する
- 6月分 5,100円を徴収したのち、給食停止期間確定後に返金

↓

- 5月分 5月に徴収した5,100円は、7月の給食費に充当する(変更なし)
- 6月分 6月に徴収した5,100円は、6月15日からの給食費及び夏期休業短縮中の給食費に充当する

※ ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問合せ先
足柄台中学校 教頭
電話 74-7511